

第四十八回国会 社会労働委員会議録 第十一号

昭和四十一年三月二十六日(金曜日)

午前十時十四分開議

出席委員

委員長 松澤 雄藏君	理事 井村 重雄君	理事 齊藤 邦吉君	理事 濱谷 直藏君
理事 河野 正君	理事 吉村 吉雄君	理事 八木 昇君	
理事 吉村 吉雄君	龜山 孝一君	熊谷 義雄君	
小堀山 喬郎君	田中 正巳君	田中 正巳君	
竹内 黎一君	地崎宇三郎君	橋本龍太郎君	
中野 四郎君	伊藤よし子君	松山千恵子君	
藤本 孝雄君	小林 進君	亘 四郎君	
山村新治郎君	松平 忠久君	山口善太郎君	
淡谷 桂藏君	谷口善太郎君	谷口善太郎君	
大原 亨君	松平 忠久君	山口シヅエ君	
滝井 義高君	八木 一男君	本島百合子君	
山田 虹目君	吉川 兼光君	谷口善太郎君	
厚生大臣 神田 博君	鈴木信次郎君	鈴木信次郎君	
出席政府委員	大塚 基弘君	大塚 基弘君	
出席政府大臣	津田 實君	津田 實君	
(人事院事務官) 人権擁護局長	梅本 純正君	梅本 純正君	
(検察官) 刑事局長	若松 栄一君	若松 栄一君	
(法務事務官) 法務事務官	熊崎 正夫君	熊崎 正夫君	
(厚生事務官) 厚生事務官	若松 栄一君	若松 栄一君	
(大臣官房会計課長) 厚生事務官	戸澤 政方君	戸澤 政方君	
(大臣官房会計課長) 厚生事務官	厚生衛生官	厚生衛生官	
(大臣官房会計課長) 厚生事務官	厚生衛生官	厚生衛生官	

出席委員

出席委員

委員外の出席者

(厚生家庭局長) 竹下 精紀君
(厚生事務官) 鈴村 信吾君
(大臣官房企画室長) 網野 智君
(厚生事務官) 網野 智君
(厚生事務官) 八木 哲夫君

三月二十六日

委員大原亨君辞任につき、その補欠として長谷川保君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律案

(内閣提出第六六号)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法案

(内閣提出第六六号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)

厚生関係の基本施策に関する件(業務行政及び社会福祉に関する問題)

○松澤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の戦傷病者特別援護法の一部を改正する法律案、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法案、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の三案を一括して議題とし、審査を進めます。

○大原委員 戦後二十年たったわけですが、最初質疑の申し出がありますので、これを許します。大原亨君。

○大原委員 戦後二十年たったわけですが、最初

にこの戦争の、つまり犠牲者の実態について、第二次大戦で軍人、軍属、準軍属の死没者と傷病者の実態をまずひとつ明らかにしてもらいたい。

○鈴村政府委員 お答えいたします。

第二次大戦におきましては、軍人、軍属で死没されました者が二百三十万人、それから内地における戦災等でなくなられた方が約五十万人、それから外地で、いわゆる非命に倒れたという方が約三十万、こういう状況でございます。

○大原委員 私は軍人、軍属、準軍属と三つに分けて言つたのですが、資料はないですか。一般戦災者はまた質問するから……。

○鈴村政府委員 遺族年金等の裁定の状況からの数字を基礎にして申し上げますと、軍人が二百万でございます。軍属が十四万、準軍属が十万五千、こういう数になっております。

○大原委員 これは死没者ですか。

○鈴村政府委員 全部死没者でございます。

○大原委員 傷病者は幾らですか。

○鈴村政府委員 傷病者は十八万二千五百六十三というものが全体の数字でございます。

○大原委員 第二次大戦の軍人、軍属、準軍属といふ国との雇用関係あるいは命令関係等についての被害が出ていないのですか、もう少し確實なもの、それをぼくはあらかじめ言つておいたのだから、他の省のほうの資料なんか入れて、私は、いろいろ問題があるけれども、これはひとつ記録として残しておきたい、こう思つて質問しているのです。戦後二十年たつておるわけです。そういうことで戦争の犠牲者といふものが大体どのくらいあるだろうか、これを的確に記録に残したい。そういうことであらかじめ質問の内容を言つてあるはずだ。援護局はもちろんそういう援護業務や復員業務をやつていて、だからその他政府のいろいろな機関を調査をして、それに対して戦争の犠牲者

者に対するいろいろな手抜かりのない公平な対策を立てる、こういうことを審議をする前提として私はいま質問しているわけです。國との関係のものを、いろいろ根拠はあるし不明確な点もあるだろうけれども、しかし政府機関として把握しているものについてできるだけ的確な数字をこの際出してもらいたい、こういうふうに思います。

○鈴村政府委員 もう一度先生の御趣旨に従いまして申し上げます。

第二次大戦の死亡者の合計としまして三百八万三千八十六というものが一応こまかに数字でございます。その内訳を申し上げますと、まず死亡者の欄といたしまして二百七十三万八千八百六十二人、これが死亡者でございます。それから、不具廐疾者の中で死亡した者、これが三十二万二千七百四十人、それから行くえ不明者で生存資料のない者が二万一千四百八十人ということになつております。それからいまの中でいわゆる不具廐疾者中の死亡数というのが三十二万二千七百四十四人と申し上げましたが、その内訳を申し上げますと、軍人が十一万二千五百五十七人、それから準軍属が二百人、一般邦人が二十万九千九百八十四人。それから死亡者を先ほど二百七十三万と申し上げましたが、そのうちで内地における死亡、つまりこれは一般邦人になるわけでございますが、それが二十九万九千四百八十五人、それから外地における死亡が三十万二千五百十人、合計六十一千九百九十五人、これがいわゆる軍人以外の者の内訳でございます。それで外地における三十万二千五百人といふもののさらに内訳を申し上げますと、準軍属が九万四千八百三十七人で一般邦人が二十万七千六百七十三人、結局死亡者の内訳は、二百七十三万八千八百六十二人から六十万一千九百九十五人を引きましたものが一応軍人といふことになるわけでございます。

○大原委員 軍人、軍属、準軍属、一般戦災者、

内地、外地、こういうふうに分けて、それから不具廢疾者による死没者その他の内訳をやつて、これは資料をいただきたい。いま大体概数は出ましたが……。

○松澤委員長 大原君に申し上げますが、正式の資料要求ですか。

○大原委員 いまの点について出してもらいたい。一生懸命やればできることですから。

○鈴村政府委員 資料としてお出しします。

○大原委員 そこである逐次問題別に質問していくわけですが、さらに戦争犠牲者の一つである引き揚げ者についての実態——数ですね。きのうは未復員の問題について橋本委員のほうから質問がありました。が、軍人軍属を含めて引き揚げ者の数が出ておると思うのです。

○鈴村政府委員 全体の数で申し上げますと、昭和二十一年から現在までに引き揚げておる数は、合計六百二十八万九千百二十八人ということになつております。

○大原委員 いまの引き揚げの問題に関連してちょっとお尋ねするのですが、一般の人で引き揚げの希望を持つておつて引き揚げが完了していない者、その大体の推定でよろしいのですが……。

○鈴村政府委員 いわゆる未帰還者と称せられる方々が、昨年の十二月現在で六千六百七十七人おられます。が、そのうちで大体生存しておられるであらうと推定される方が三千三百九十人おられます。この中で内地に帰還される希望を有すると思われる人が約七百二十四人というふうに把握しておる次第であります。

○大原委員 未帰還といつたら、たとえば主人が死んで妻が残る、子供が残るという分ですね。引き揚げを希望している在外邦人の実態はどうですか。

○鈴村政府委員 いまお話しの数字は私のいま申し上げた数でございます。

○大原委員 未復員というのは軍人、軍属、準軍属でしよう。

○鈴村政府委員 私、いま未帰還者と申し上げま

したのは未復員者という意味ではございませんで、一般邦人を含めての未帰還者でございます。未帰還者で金がないという場合に、国はどのような措置をしておるか。その当該国内における費用はどうしているか。国外に出た場合の費用はどうしているか。

○鈴村政府委員 最近内地に引き揚げてこられる方が非常に多いのは中共関係でございます。その実情を申し上げますと、大部分が旅費の負担がで

きませんが、さくに戦争犠牲者の一つである引き揚げ者についての実態——数ですね。きのうは未復員の問題について橋本委員のほうから質問がありました。が、軍人軍属を含めて引き揚げ者の数

が出ておると思うのです。引き揚げ者については本当に多いです。そういう方は内地の家族へ通信等がありますと旅費の支給申請が出るわけでございます。そこでこちらで支給の手続をいたすわけですが、その際に、たとえば中共の場合でありますと、日赤を通じて向こうにおける中共国内の旅費を支給する。それにようて本人が香港まで出てこられるわけであります

が、香港からこちらへの飛行機代とか船賃等は、帰つてこられまして、こちらでいわゆるあと払いで払つておるというような実情になつております。

○大原委員 私のところに旧満州、いまの東北ですが、そこから手紙が来ているのですが、たとえばこういう場合です。一回里帰りをした。その際

に船賃その他の便宜はかかるなりといふことがこちらへ子供を連れて、今度は本格的に帰りたいという場合にはそういう便宜ははからない、こういうことですか。

○鈴村政府委員 里帰りそのものは見ておりませんが、里帰りされた方が今度本格的に帰國されるという場合には、当然こちらで見るわけでありま

す。

○大原委員 その問題で、そういう希望が出ていて、だめだ、こういう話がありましたが、それはもう少し十分調査して、きめのこまかい対策を立ててもらいたい。

○大原委員 たゞいまのいわゆる戦争犠牲者の援護について階級的な差別をつけるべきでないというお話、これは原則的に私らも非常に同感でございます。したがいまして、援護法等では階級による差別をしない一本の遺族年金を支給しているわけであります。ただ軍人、軍属とその他の準軍属等の間に現実に給付面に差があるわけであります。この点は階級差という点ではなくて、当時の国との身分関係の違い、軍人、軍属は國との間に一定の身分関係があるが、準軍属については少なくとも身分関係においては根本的に違った關係にあつたわけであります。そういう点で全く同一には現在扱われていないわけであります。将来においてはなるべく準軍属の待遇を上げてまいりたいというふうに考えておる次第であります。

○大原委員 軍の雇用員と軍人とその本質的な差はそれから、話をもとへ返しますが、戦争犠牲者に対する援護の基本方針はどうのことなんですか。たとえば、軍人や軍属、その他準軍属、その他にはたとえば戦争未亡人なんかがありますが、

そういうものに対する援護についての根本的な考え方、まあわれわれは戦争犠牲者に対する補償といふものは、原則として差別があつてはいけない。身分やその他によって差別があつてはいけない、こういう原則的な考え方を持つわけです。軍人、軍属、準軍属その他、その中における位階等によつて差をつけるべきではない、そういうふうに私は基本的に思う。たとえば、差をつけるといふ考え方、次に軍備をやろうというふうなときの考え方というが、たゞ見解もあるが、そこまではいかないとしても、戦争犠牲者に対する考え方には差別をつけるべきではない、こういう原則的な考え方を持つわけであります。政府がこういう三法の立法をする根拠、特別に援護するという根拠——この際、いろいろな法律案が出てるわけですが、これは政府委員でもよろしいが、いま政府がこれを改めるなら改めるで、三法を特別立法する根拠についてあらためて明確にしてもらいたい。

○鈴村政府委員 ただいまお話しの点でございま

すが、軍人、軍属につきましては、當時国の使用者といいますか、國との身分関係があつたわけであ

ります。が、准軍属の方々は、あるいは学徒勤労令によりまして工場に勤務された

人がこちらへ子供を連れて、今度は本格的に帰

りたいという場合には、そういう便宜ははからない、こういうことですか。

○鈴村政府委員 里帰りそのものは見ておりませ

んが、里帰りされた方が今度本格的に帰國されるという場合には、当然こちらで見るわけでありま

す。

○大原委員 軍の雇用員と軍人とその本質的な差は

自分の家族や環境、今までの仕事その他、そういうものを無視して一方的にやったという国との権力関係。犠牲関係においてはむしろ強いものがあるわけです。そういう差別を云々するのであるならば、私は理屈が一貫しないと思う。私ども社会党としては原則として戦争犠牲者を救援する場合においては軍人の中における位階は中尉相当官を一つの基準にして縮小すべきだ、差別をつけるべきではない、こういう考え方を持っておるわけですが、それはともかくとして軍人、軍属、準軍属の間においても差別をするのはおかしいのではないか。あなたが差があると言つたのはどういう意味ですか。

○鈴村政府委員 軍人、軍属の方は一応國から一定の階級等に任命されまして、そしてそういう身分を持つておられた、國の公務員というような立場を持つておられたわけですが、準軍属のほうは身分的にはそういうものを持つておられない方で、他の法令等あるいは閣議決定等によりまして総動員業務に協力された、あるいは戦闘に参加されたという方々でありますので、身分的には確かにそこに一線を画し得ると思います。ただし、個々の事情によりまして、勤員学生の方で非常にお気の毒な方もおられるわけでございますが、やはり身分的な点で現在の法のたまえからいきますと、若干援護に差をつけるを得ないと云う状況でございます。また先ほど申しましたように、準軍属の方と一般の戦争犠牲者の方との間の均衡の問題もございまして、あらゆる段階の戦争犠牲と申しますか、そういう方がおられる状況でございますので、準軍属の待遇につきましては軍人、軍属と若干差をつけることのほうが、準軍属の待遇さえも受け得ない他の一般の方との均衡から申しますと適切ではないかというふうに考えておる次第でございます。

○大原委員 そこで、たとえば被徴用者でも、家族や今までの商売その他をほうつて、そして工場その他へ行く。そこが爆破される、原爆を受けた、そういうよなことでたくさんの人があな

なつておるわけです。その際においては、具体的に考えた場合には前の職場における補償はない。その職場はなくなつておる。そういう場合には国が補償する場合においては社会的に政治的にそう差別があるべきではない、私はこういうように思うのです。これは議論してもしようがない。

それから、戦後二十年だから総ざらいのつもりで私はやるわけだが、いま局長が御答弁になりますけれども、その他國との権力関係があるものについて補償する特別の援護措置をとる。こういうことですか。こういうことです。立法の根拠をもう一回ひとつ……。

○鈴村政府委員 ただいま申し上げましたように、法令の規定による総動員業務への協力あるいは軍の要請による戦闘の参加あるいは閣議決定によるもの等いろいろございますが、いずれにしても何らかの形で國との間に事実上の関係あるいは権力関係等があつた方々につきまして援護の対象にする。こういう考え方でござります。

○大原委員 二つの例を私申し上げるのだが、これは広島で一九四五年の八月六日に死亡した医者です。広島市西新町百二十二、曾田可将、こういう人ですが、この人は地域の防空本部長——市長の命令で救護班長として医師として勤務を命ぜられたわけです。この人は原爆で勤務中に死にました。が、何らの補償を受けていない。これは公の権力関係においては明らかに本人の意思を拘束して勤務地、勤務内容について命令を受けておるわけですね。私、具体的な問題を提起して質問するわけですが、そういうのを適用しないというのはどういふことです。

○鈴村政府委員 ただいまの援護法の規定によりまして、一定の範囲の方々を、先ほど申しましたようなことは、私は、将来とも相当検討い務への協力その他閣議決定によるものということを援護の対象にいたしておりますが、たとえば被徴用者が、たとえ国への協力というものが考えられ

るわけですが、いわば当時の日本の状況か

らいたしまして、一億全部が軍なり國への協力ととして賛成です。戦争未亡人は、國との特別な権力関係というあなたが言われた法律論からいえば全員がそういう意味の協力者であるわけでござります。したがいまして、その中で國の財政力をそ

の他から考慮いたしましてどの程度のものが實際上援護の対象にとり得るかということから一線を引かざるを得ないわけでございます。そういう見

地から、現在におきましては、先ほど申しましたような一定の國との権力関係のある者といふことで線を引いておりますので、現在その他の方々にございましては具体的な協力の事実がある者であります。したがいまして、その点に付けても、援護のワク外になられる方が出てまいりまして、援護のワク外になられる方が出てまいります。現在のところ援護法のたてまえからいしましてその点は遺憾ながらやむを得ないというふうに考えておる次第であります。

○大原委員 公の権力関係で、そしてそういう事実があれば、今日漏れた問題については当然援護措置を講ずるということとは、これは根拠なしに命令しておるわけではないのだから、その点については是正していくべき問題じゃないか。そういう問題は小さな問題でもたくさんあるわけだから、それを拡大していくことが必要ではないか。私はこの点ははつきり知らないけれども、警防団といふのを當時組織して責任者をきめてやつたのがある。これは實際上民防空の上からいつたら軍やその他の一体の関係になっていた。組織形態も命令形態もきちっとしていた。命令系統もはつきりしていた。そういうものなども含めて、準軍属の制度についてはあるとで論議いたしますが、そういう問題について妥当なものはこの際範囲を拡大すべきではないか。大臣、この点はひとつ御答弁いただきたい。

○神田国務大臣 いま大原委員からお述べになりましたようなことは、私は、将来とも相当検討いたしまして、そして善処しなければならぬ問題だ、こう考えております。

一時金を公債で二十万円出したね。私どもは賛成いたしました。戦争犠牲者に対する救援措置

として賛成です。戦争未亡人は、國との特別な権力関係というあなたが言われた法律論からいえば常々も主張いたしておりますが、原爆の被爆者といふのは特別権力関係はないけれども戦争犠牲者

であり、これは戦争未亡人のような立法上の趣旨があるわけです。これは放射能を受け、そしてケロイドやその他を受けて、それで一般的普遍的に非常に大きな損害を受けている。こうなっていることに対する対応は、社会保障の基本的な考え方からいえば特別立法で救援措置をとる。したがって、医療面から援護面に手を差し伸べるということは、私はあってしかるべきであるし、政治の公平の原則から、こういう側面から援護立法の立法上の根拠が十分立てるのではないかと思う。戦後二十年ですから、そういう意味で公平の原則、政治上のそろいう私どもの考え方から、私はこれはあまり深く入って質問する意図はないけれども、今日の社会保障の水準からいって、私はこのことは当然国としては人道上、政治上とするべき措置ではないかと思う。その点からいって、この点はひとつ大臣からお答えいただきたい。

○神田国務大臣 戦争犠牲者の待遇の問題についてましていまいろいろお述べになられたようになりますが、これを戦争犠牲者として単独に今まで扱つてきたような制度でいいか、あるいは社会保障を加えた扱い方、全体の問題として考えたほうがいいかという問題について議論のありますことは、お述べになつたとおりであります。しかも、それが社会保障のほうでなしに、こういった特別立法でまいったといふことは、いまお述べになりましたように、一つにはこれは財政上の理由もあつたと思います。これは大きな理由だと思ひます。それからもう一つは、戦争犠牲者の精神的な問題があつたのではないか、こういうふうに私も考えております。要するに自分たちは、まだ日本が高度な社会保障国家でないものですから、いかにも社会保障にたよるということをきらうということばが適当かどうか存じませんが、それよりもやはり戦争という現実に結びついたことで考へてもらいたい。特定な事件として考へてもらいたいというような精神的な問題があつたのではないかと私は考へるのでございます。この前ずっとこの問題を扱つてしましました際も、そ

ういう問題につきまして、大原さんのおっしゃる気持ちはよくわかりまして私もそういう考え方ではないかとおっしゃっていますが、しかしこういう論としては大原さんのおっしゃっている気持ちは十分わかります。これは戦争の犠牲というものをやり直接受けたのだから、そういうもとでひとつ援護してもらいたいという犠牲者側の強い要望があつた、こういうことが相当やはりこういうことになった問題ではなかろうかと考えております。

それから、第二の原爆犠牲者の問題でございまが、原爆によって戦災をこうむった、これは特別の惨禍を受けたわけでございますから、政府といたしましてこれを特別見るということは当然だと思つております。また被爆者の考え方からいたしましても、ああいう世界にない被爆をしたわけでもございますから、そういうことを希望されておるという気持ちはわかるわけでございます。ただ問題は、なぜそれではもと原爆の被爆者に対してあたたかい手を差し伸べないか、こういう問題だらうと思ひます。國いたしましては、私が申し上げましたように、また御承知のとおり、逐次前進してこれを考へてまいりておる。今日またお願いもいたしておりますが、決してこれで全部ではない。逐次この度合いに応じてあたたかい手を差し伸べてまいりまして、そうしてこの原爆の被害者に対する特別な考慮をしていくということは、これは思ひます。

○神田国務大臣 いま大原委員のお述べになりますことにつきましては、私も共鳴しております。ただ、先ほど来から申し上げておるように逐次手を差し伸べていく、こういうことになつておるわけでございます。原爆被爆者の実態に即しまして特別な考慮をしていくということは、これは国民的感覚からいっても黒譏はないと思ひます。何しろいろいろな業務もございますので、一ぺんにそこまで踏み切つておらないということころに御不満といましようか、問題があるのであるのかどうかと考へております。

○大原委員 準軍属について、たとえばいまは金、一時金その他の大体半額ということになつておるわけですが、この格差を縮小していく。六割、七割、八割というふうに縮小していく。一度には予算関係その他があつてできないから、これを縮小していく、こういうことで将来やはり公平を期するべきである。この点をもう一回、ひとつ厚生大臣のほうから御答弁をいただきたい。

○神田国務大臣 いまお述べになりましたことは、われわれとしましては努力を重ねておりまします。将来においてもそういう努力をやりまして、そういう希望をひとつ実現いたしたい、こういうふうに考へております。

○大原委員 準軍属の結核その他勤務関連疾病といわれる問題ですが、その当該者に対する、軍人やその他においては一時金が支給されていない。こういうこともやはり当時は今日では結核といふものに対する考へ方は相当変つておる。しかし戦争当時は、結核といふのはやはり栄養面や精神面やそういう過労によつてなつておるのであつて、これは関連疾病といふよりも、言つなれば直接的な疾病と言えるのではないか。というのは、

結核の罹病率といふものが今日の事情と違つとうことが逆に実証している。こうなことですから、準軍属の勤務関連疾病に対する一時金などの措置についてもやはり差別を撤廃するようすべ

きではないか。その点、厚生大臣はどう考えますか。政府委員でもよろしくおぞります。

○錦村政府委員 ただいまお話しの点、われわれ

だが、その立法の根拠は治癒能力が劣つてゐる。つまり潜在的な疾病者、こういう考え方ですね。

は、私の感情を申し上げますと、私も同感です。ただ、御承知のようない制度でずっとと参つておりますのですから、相手のあることでございます。

お述べになりました考へ方は私も十分よく納得できます。

もそういう努力を実はいたわけであります

入でございます。

が、遺憾ながら実現をしなかつたわけであります。将来ともそういう線でできるだけ努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○大原委員 妻の場合に、養子、養父母は先順位、後順位ですか。その援護の諸措置の恩恵を受ける、そういう立場にないのですか。——ないのはやはりおかしいぢやないですか。養子はどうで

す。

○鈴村政府委員 正式に手続をして養子になつておる方には援護が及ぶわけでございます。正式に戸籍に入つておれば援護は及びます。

○大原委員 受け取るべき人が養子縁組みをした場合はどうですか。

○鈴村政府委員 継親子の問題でお尋ねかと思ひます。養子はいま申し上げましたように援護の対象になるわけですが、継親子つまりまま子の関係につきましては、戦後民法が改正されまし

た關係で、一定時期以後の死亡者につきましては援護の対象になりますが、したが

いまして、一定時期以前の方は援護の対象になりますが、その後の死亡者には支給がないというこ

とは不合理ではないかというお尋ねが去年も實はあつたわけであります。われわれもこの点につきまして、支給できるよういたしたいということを実現をしなかつたわけであります。将来においてはまた努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○大原委員 それから療養手当の立法上の根拠は何ですか。

○鈴村政府委員 一年以上の長期入院患者に支給されておるわけであります。長期入院者の医療上あるいは生活上の負担を若干でも軽減しようといふことで支給しております。

○大原委員 その趣旨はけつこうなんですが、実費に対する収入、実費弁償なんですか。それとも年金その他一般所得の収入ですか。

○鈴村政府委員 一応所得の認定の対象になる收

入でございます。

○大原委員 医療手當の中身というものを、たとえばいろいろな栄養の補給費とかその他日用品の不足分とかいうようなものを明確にして……。それでその打ち切りとか、そういうことで、これは

税金の対象にするというのはおかしいぢやないですか。医療手當が入つてくれば、たとえば生活保護なんかもつておる場合、ダブつておる場合があるかどうかわからぬが、他の年金との関係でそれが、

どうものが引かれる、こういうことになるのじゃないですか。そういうことになればおかしいし、課税の対象になるのもおかしい。これはいかがですか。

○鈴村政府委員 少なくとも生活保護法上の収入認定の対象になつておるわけであります。課税のほうにつきましてはちょっといまほつきりここでお答えできない次第であります。生活保護の収入認定にはなつておるわけでございます。

○大原委員 これは医療手當をもらったために生活保護が減つっていく、こういうことは意味ないぢやないですか。医療のために、しかも長期の療養者のためにこれは出していくのだ。そういう場合にこれはおかしいぢやないです。

○大原委員 療養手当につきましては、実は傷病恩給そのほか障害年金等を受けておる場合に受けられない方にいつておるというのが実情でございましてので、所得補償的な考え方で手当が支給されておる。したがいまして、増加恩給あるいは障害年金等を受けている場合には、その分は相互に調整いたしまして、増加恩給のほうが多いという場合には療養手当は支給されないということになつっています。

○大原委員 それは私は非常に不徹底だと思うのです。たとえば、医療手當の給付者に対する課税などで、一定の制限を設けているのです。標準

○八木説明員 税金の問題は特別援護法の二十七条によりまして非課税としております。

○大原委員 それから無賃乗車船の範囲について、今回これの拡大措置をする、こういうのですて、今回これの拡大措置をする、こういうのです

が、具体的にどういう拡大措置なんですか。

○鈴村政府委員 お答えいたします。現在は恩給法によります、たとえば増加恩給と

か傷病年金とかそういうものを受けおられる方が、今回の改正によりまして、戦傷病者戦没者遺族等援護法の障害年金、障害一時金等を受けておる方々にもこれを適用する、さらに旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法、

そういうものによる適用を受ける者にもこれを拡大するということになるわけでございます。

○大原委員 それではこれから、私の持ち時間で一般質問をやります。

○小沢(辰)委員長代理 厚生関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

○大原委員 質疑の申し出がありますので、これを許します。大原亨君。

○大原委員 それじゃこれから薬の問題で……。

○大原委員 きのう小林委員からいろいろと質問があつたわけですが、これに厚生大臣は非常に明確な答弁をされておるわけです。厚生大臣のきのうの答弁は、これはきょうの新聞紙上にも出ておるようだ、つまり厚生大臣がきのう答弁いたしましたのは、会社の従業員に対してバイロットがわりの人体実験をすることは言語道断である、こういうことが一つ。これに対しても厚生省としては何らかの措置をとりたい、こういう二つの点について御答弁があつたわけであります。私は、厚生省として今までとるべき手段、今後とるべき手段において、なお問題を明確にする点があると思うのです。その点を中心として質問をするわけですが、その点について、まず第一点にもう一回お聞きしたい点は、厚生大臣は、会社の従業員に対して、

モルモット扱いにして、自由を拘束して実験の対象にすることはいけない、言語道断だ、つまりこのことは厚生省の調査した事実や新聞記事等を見た上で、これは人権じゅうりんである、こういう

厚生大臣の見解を明らかにされたものであるとうふうに考えるけれども、厚生大臣いかがでしょう。

○神田国務大臣 この点はきのうもお答え申し上げたのでございますが、私はそういうことはやるべきじゃない。ということは、会社の従業員と会社の経営者は、労使関係からいえば平等の立場に立つておるわけでございますが、平等の立場に立つておる時はいつても、私はやはり多少権力関係といふものはいまの日本の社会においては完全でない、こういうような考えを持っております。

○大原委員 労使関係を正常のものにして対等な日々くることを念願しておりますが、そういう際を考えますと、従業員をそいついた実験対象にしていくといふことは言語道断だ、こういう意味で私はやるべきじゃない、こういう考え方で私はやるべきじゃない。ところは愛社の念だとかなんとかいうことでやりますと、いろいろやはり行き過ぎの点があるうかと思つております。もっと正確に労使関係を軌道に乗せることも必要であると同時に、こういった事業分野においてもそういうことはなすべきものじゃない、こういうはつきりした考え方のとどでお答え申し上げておるわけでございます。

○大原委員 つまりこの興和という製薬会社の職場にびしょっとした組合がなかつた、こういうこともありまして、いま厚生大臣が言われたように、やはり従業員に対してきのうから議論になつておるよう、副作用その他の他について明確な注意義務、いわゆる当事者としての当然の注意をやつたのでもない、こういうことからこの問題は起きておるわけありますから、これは明確で

あると思うんですね。つまりこのようなことを、命を犠牲にしそして健康を犠牲にするようなそぞういう措置については、これは人権じゅうりんである——厚生大臣のきのうの再三の御答弁、また厚生次官もそのような答弁をしておられましたが、これは明確である。そのようなことは今日、最もいわゆる製薬メーカーについて監督、助成等の責任を持つておる厚生省としては明快な見解を出しておくべきだ、今後そういう事件の絶無を期するために出しておくべきだ、こういうふうに思ふのですが、その点について、つまりこれは明らかに人権じゅうりんをした不当な措置である、こういう点について明確にしていただきたい——局長はああだ、局長にはあとで質問する。君に質問しておるのではない。きのうから繰りだから事情もわかつておる。

○神田国務大臣 いまお尋ねのとおりに私は考えております。

○大原委員 それで局長に答弁を求めるますが、あなたはきのうの答弁では三百代言的な答弁をしておった。それで今までどのよだな調査その他の措置をとつたか。つまりこの中村さんが人権擁護局に告発をする。こういう環境の困難な中でそういう行動を起して初めて問題となる、しかし事実といふものは今日まで日本経済その他の新聞紙上を通じて知られておった、こういうことであります。厚生省は通り一ペんの法律解釈ではないに、その点についてどのような調査をしておつたか、そういうマーカーに対してもどのような措置をとつたか。

○熊崎政府委員 昨日も申し上げましたように、私どもがどういう事實入手いたしましたのが昨年の二月でございます。それで当時関係者を呼び出しましてその事實を確かめると同時に、少なくとも治験例収集段階において社員を使うという方針が臨床データなりあるいは動物実験をやつてお

りますから、こういう方々にこういうことを絶対にやつてはいけないということを嚴重に注意をいたしております。

なお、お尋ねとちょっとはざれると思いますが、この際でございますから、私ども調べました経過につきまして、名前をあげて御説明いたしたいと思います。

会社側は、大体三十八年三月ごろ東北大学の中

村教授に、イタリア等で開発されましたこの新しい薬について研究をお願いしたいということで依頼をいたしております。それで中村教授のもとで動物実験並びに臨床実験を集めまして、大体六十例くらい集めたところ副作用はほとんどないというふうなことで、なおかつこれは健康人に対する最初は千名くらいの臨床計画を拡大したいというふうな予定だったそうでございますが、まずさしあたって二百名くらい一般人に対する臨床研究を、しかも「カ所でやる必要があるからひとつ協力をしてくれないか」というふうなお願いが会社側にあつたそうでございます。それで当時会社側は、この中村教授にお願いいたしたときに研究班を編成いたしまして、膨大な研究班でございますが、東北大学の先生、伝研の先生、予研の先生、全部で二十三名の学者によります研究班を編成いたしまして、それで動物実験、臨床実験その他全

力をしてくれないかといふうなお願いが会社側にあつたそうでございます。それで当時会社側は、この中村教授にお願いいたしたときに研究班を編成いたしまして、このキセナラミンが果たし返さないけれども、ガンやその他の症状が促進されるような役割りをこのキセナラミンが果たした。結果的に見ても、あるいは事前の知識から見てもそういうことはあるのだから、副作用がないといふふんなことを会社の課長がみんなに言つた。そしてこれを飲ませるなどということは、厚生大臣が言われたようく言語道斷な話なんだ。だから局長は、新薬のいわゆる発見段階で許可を得るまでのデータをとる段階においては、医者の管理下にあれば新薬の使用等は自由であるという原則と、マーカーの立場に立つた、あとからつけた説明をあなたは言つておるんだ。客観的に見ると、私が指摘したような点であるし、厚生大臣や

か。局長と大臣の答弁は本質的に違うじゃないか。

○神田国務大臣 いまの大原委員のお尋ねは私はもつともだと思っております。しかし、いろいろいまお述べになつたようなことを厚生省が直ちにやるというには、いろいろ段階があるのではないかと思つております。私もこの話を耳にしたのは新聞に出てようやく知つたわけでございまして、一般論としてお問い合わせしているお気持ちは同様でございますが、具体的な問題としてこういう場合に一体厚生省がどうするかというようなことは、十分ひとつ慎重に検討して御返事をはつきりしたほうがよろしいのではないか、私こう考えますので、きょうはこの回答を保留させていただきます。かように考えております。

○大原委員 私は何もあげ足をとつてやろうといふ氣持ちはないんだが、政治的に、客観的に、常に質疑応答の中で大臣と次官が述べたことは、私は国民の常識にかなつておると思うのですよ。私どもの常識にもかなつておる。しかしながら人が環境の整備、雇用関係というものを非常に考えながら人権擁護局に告発をして初めてこれが社会問題となる。そういうことは何と考えて

村教授に、イタリア等で開発されましたこの新しい薬について研究をお願いしたいということで依頼をいたしております。それで中村教授のもとで動物実験並びに臨床実験を集めまして、大体六十例くらい集めたところ副作用はほとんどないといふうなことで、なおかつこれは健康人に対する最初は千名くらいの臨床計画を拡大したいというふうな予定だったそうでございますが、まずさしあたって二百名くらい一般人に対する臨床研究を、しかも「カ所でやる必要があるからひとつ協力をしてくれないか」というふうなお願いが会社側にあつたそうでございます。それで当時会社側は、この中村教授にお願いいたしたときに研究班を編成いたしまして、膨大な研究班でございますが、東北大学の先生、伝研の先生、予研の先生、全部で二十三名の学者によります研究班を編成いたしまして、それで動物実験、臨床実験その他全

力をしてくれないかといふうなお願いが会社側にあつたそうでございます。それで当時会社側は、この中村教授にお願いいたしたときに研究班を編成いたしまして、このキセナラミンが果たし返さないけれども、ガンやその他の症状が促進されるような役割りをこのキセナラミンが果たした。結果的に見ても、あるいは事前の知識から見てもそういうことはあるのだから、副作用がないといふふんなことを会社の課長がみんなに言つた。そしてこれを飲ませるなどということは、厚生大臣が言われたようく言語道斷な話なんだ。だから局長は、新薬のいわゆる発見段階で許可を得るまでのデータをとる段階においては、医者の管

理下にあれば新薬の使用等は自由であるという原則と、マーカーの立場に立つた、あとからつけた説明をあなたは言つておるんだ。客観的に見ると、私が指摘したような点であるし、厚生大臣や

か。局長と大臣の答弁は本質的に違うじゃないか。

○神田国務大臣 いまの大原委員のお尋ねは私はもつともだと思っております。しかし、いろいろいまお述べになつたようなことを厚生省が直ちにやるというには、いろいろ段階があるのではないかと思つております。私もこの話を耳にしたのは新聞に出てようやく知つたわけでございまして、一般論としてお問い合わせしているお気持ちは同様でございますが、具体的な問題としてこういう場合に一体厚生省がどうするかというようなことは、十分ひとつ慎重に検討して御返事をはつきりしたほうがよろしいのではないか、私こう考えますので、きょうはこの回答を保留させていただきます。かのように考えております。

○大原委員 私は何もあげ足をとつてやろうといふ氣持ちはないんだが、政治的に、客観的に、常に質疑応答の中で大臣と次官が述べたことは、私は国民の常識にかなつておると思うのですよ。私どもの常識にもかなつておる。しかしながら人が環境の整備、雇用関係というものを非常に考えながら人権擁護局に告発をして初めてこれが社会問題となる。そういうことは何と考えて

も問題ではないか。新薬の許可される段階までの

三百代的な局長の答弁では私は満足できない。

それは国民の常識との間においてみぞがある。

ギャップがある。そのことを私はきのう小林委員

との間の質疑応答ではつきり私は感じておった。

その点を明確にする方法は何かということを私は

きのう以来考えたけれども、厚生省は国民の命や

健康を守るという立場に立つならば、また、再び

このようなあやまちを繰り返さないという立場を

とるならば、これははつきりそういう立場から、

薬事法——薬事法に基づく薬務局の権限でないな

らば、厚生大臣として、あるいは関係当局とし

て、他人の権侵害その他の法律あるいはそういう

ものに基づいて、率先して措置をするというの

が、薬務局が一番薬事行政に通じておるという立

場において負わされておる責任ではないか。そう

いう責任を果たしていないことを私は徹底的に追

及をしたい。したいけれども、そのことだけが目

的ではなくしに、将来絶滅を期する意味から考え

て、告発をする。あるいは事情について少なくとも

も通告をする。この問題を調査をしてもらいたい

ということを通告するということは、厚生省とし

て当然とるべき措置ではないか。厚生大臣、もう

一回ひとつ答弁していただきたい。

○神田国務大臣 一般論として、常識的な御意見

としては私も同感だ。こう申し上げておるのでござります。ただ具体的な例になつてしまります

と、ここでも少し検討の必要があるのでござります。こういうふうに考えまして、具体的なところ

まで入ってきたほうがいいのではないか、もうお

述べになつておる気持ち私は同感でございまし

て、当然そのようなことをやる必要がある。こう

私は考えております。ただ、しかし、この件に関

して、別に私は新聞記事を疑つておるとかなんとかいうことではございません。やはり行政官庁と

しては、私も新聞で知つただけでありまして、あ

いくような答弁をしたい、こういう意味で実は検討する時間をほしい、こういうことを申し上げておるわけでございます。

○大原委員 厚生省は、薬事法によるそういう法律上、手続上の問題、医療法一般による手続上の問題、そういう問題だけでなしに、国民の医療を守るという観点から、やはりメーカーを監督する、こういうことについてはこの問題を離れて原則的に異議はない、賛成である。厚生大臣いかがですか。

○神田国務大臣 そのとおりの答弁をしているつもりです。

○大原委員 私は問題はまだこれからたくさんあると思うのですが、もう一つの問題は、こういうことがあると思うのです。私が予算委員会その他からずっと質問をいたしておりますが、つまり厚生省が医薬品のメーカーの育成指導をやる。つまり、この間、日本経済であったかと思うが、新聞を見ると、大正製薬の強力バプロンの問題が起きて、アンプルを回収した。そうしたら倒れかつかつた中小企業が出てきた。これはやはり厚生省の罪である。責任である、責任のある厚生行政の結果がそういうふうになつたのだけれども、そういうことがあった。そうすると、融資をやる、何をやるというふうなことをしながら、一方においては、薬事法やその他の国民の立場に立つて命を損ねるような薬を、つまり医者が薬物中毒でショック死しているのだ、こういうことの診断書を明確に書くような、そういう薬を売っているわけだ。無責任な形で売っているわけだ。そういう事態があるので、ただ具体的な例になつてしまります。ただ、しかし、この件に関しておきたい。いかがですか。

○神田国務大臣 いまいろいろ製薬業の問題につきまして、厚生省といいますか、行政機構の面からあるいはその他の制度上から考えて、育成と監督と一緒にやつておるからうまくいかないのじゃないかという御議論もありました。そういう面も私はなしとしないと思っておりますが、御承知の通り専門的のものも内在いたしておりますので、やはり専門の知識を持つていかないとなかなか育てるということはむずかしいのじやなかろうか。通産省が産業一般をやつておりますが、特殊なもの、専門的なものはそれ他にやっぱりねだねている問題もござります。たとえば、造船業なんかは運輸省にゆだねておるとか、こういうような事例もございまして、決して私、長い歴史と経験をたどつてきているからいいのだという意味ではございませんが、やはりそれなりにそういうたごがいいことでもまいりておるのじやないか

そういう製品をつくらないというふうな、そういうことが結果として出るよう、やはり分化しなければならない。薬務局がそういう融資やその他に立ち回つてやりながら一方では法律の実施をゆるめる、こういうふうなことはおかしいのではないか。

もう一つの問題は公取です。公取がやはり誇大宣伝その他国民にかわって宣伝の規制をすべきでないか。公取の仕事も一手に引き受けた厚生省がやる。国民にかわって医薬品メーカーの監督もやる。こういうことをやるということは、そういう未分化な状況では無責任になるのではないか。へり届をつけて責任のがれをするような今日までのようないいことが重なるのではないか。こういう制度上の問題、運営上の問題を含めてこれは通産省へ行ってくれと、こういうふうにやるのだ。できるわけなんだ。そういうことをびしつとしなければならないのじやないか。そのはじめをつけなければいけぬのではないか。そういう点を私は厚生大臣にただしておきたい。いかがですか。

○神田国務大臣 いまいろいろ製薬業の問題につきまして、厚生省といいますか、行政機構の面からあるいはその他の制度上から考えて、育成と監督と一緒によつておるからうまくいかないのじやないかという御議論もありました。そういう面も私はなしとしないと思っておりますが、御承知の通り専門的のものも内在いたしておりますので、やはり専門の知識を持つていかないとなかなか育てる立場とメーカーを育成する立場を両方、局長中心に厚生省がやるということは、これはおかしいのではないか。つまりネコにかつおぶし、こういう関係ではないか。どうかが言つていたけれども、そういう関係でないよう、薬は非常な専門的な、しかも化学的、物理的な深いものも内在いたしておりますので、やはり専門の知識を持つていかないとなかなか育てる立場とメーカーを育成する立場を両方、局長中心で真剣に取り組んで、そして国民が不安を持たないよう、薬の過大広告に醉うようなことに目をつぶらないで、適当な広告は大いに国民大衆に知つてもらわなければならぬことですからしなければなりませんが、過大な広告あるいは虚偽な広告などについては断固取り締まらなければなりません。ともかく育成しまして、そして国民に信頼される薬事行政というものをひとつやってまいりたい、かのように考えております。

○大原委員 それはだいぶ事務局の入れ知恵が込んだあなたの頭の中に入つておるから、そういうふうあいまいな答弁になつていいんだ。事務局がそんなどことを言つておるんだ。アメリカは、やはり

連邦の取引委員会、連邦の裁判所、公取に当たるそういう準司法機関がこれをやつておるわけだ。誇大広告その他の取り締まりは、これはこの間例を引いたけれども、たゞこだつて「デーンジャー」ということでやれといふことがそこで議論されておるわけだ。それで、私が言つているのは、そういう専門的な知識は、そこへ若干の人がおればいろんな意見は吸収できるようなシステムをつければいいのであって、これはやはり分化したほうがよろしい、こういう議論なんだ。これは渡辺公取委員長もそういう含みの、厚生省でできないとすれば、うせざるを得ぬ、こういうことを言っておられる。そこで、これはやはり行政管理局長官の出席を求めて議論してもいいのですが、通産省と厚生省と公取との関係を明確にするということ、その他まだあります。ありますけれども、私は行政管理局長官などの意見もこれから聞いて議論してみたい。

それからもう一つ申し上げておくんだが、もう一つ申し上げたい点は、人事院見えておりますね、人事院は天下り人事についてはどのよう規定のしかたをしておるのか、一般的なやつを簡単に言つてください、法律上あるいは实际上。

○大坂政府委員 法律上は国の機関と密接な関係にある營利事業の地位についてはならない、こういう規定がござります。しかし、それに対しまして、人事院の承認があつた場合にはその限りでないという扱いをしております。この人事院の承認があつた場合と申しますのは、國の機関と密接な関係はあるんではありますけれども、その密接な関係の度合いが非常に強いものと、それから密接な関係ありと一応は見られていても薄い場合がある。たとえば、許認可権というようなものは非常に密接な関係が強いわけです。しかし、届け出をしたものに対する承認程度のものは、そう強い密接な関係とは見られない。その辺の職務の内容によりまして、一方、またその権限行使するどの程度の権限を持っているかという職員の地位によっても、密接な関係のあるものの薄いあるいは

厚いという判断もいたせるわけであります。そういう点も考慮いたしまして、一定の各省の権限を検討いたしまして、こういう場合には承認できないというような基準に従つて承認をいたしております。

○大原委員

具体的な問題ですが、きのうも提起されました。わたくちが、昭和二十八年以来製薬課長が数次にわたって製薬会社に天下つておる。このことは人事院は許可したのですか。

○大坂政府委員 承認にあたりましては、人事院が直接承認いたしております分と、それから各省

の広告担当官課長補佐、これが製薬会社に天下つておる。これは事後審査したところで相当大きな問題だと思うだけれども、そういう事実があるかないかということを、まず人事院のほうから伺いたい。

○大坂政府委員 承認にあたりましては、人事院が直接承認いたしておりますが、

二十八年以降、人事院の承認によつて製薬会社に

入社されたという方はただいまの記憶ではございません。いまお話をありましした薬事課長と申しますと、当然これは人事院の承認分でございますが、

月以降であります。議論をしているときに、厚生省の広告担当官課長補佐、これが製薬会社に天下つておる。これは事後審査したところで相当大きな問題だと思うだけれども、そういう事実があるかないかということを、まず人事院のほうから伺いたい。

○大坂政府委員 承認を各省に委任しておる部分に関しましては、年に二回報告をとつておりま

す。本年度に関しましてはまだ報告がむろん参

ませんということでございます。ただし、これは法

律が二年間しかしづつてありますから、かつて薬事課長をやつていらつしゃつて、二年後に就職したという場合にはこの限りではありません。

○大坂政府委員 課長以下については事後報告で取り扱いができるでしょう。そこで厚生省は、連絡をとつてないというのはどういう理由ですか、厚生省から。

○熊崎政府委員 私のほうで製薬会社の社長付に就職いたしましたのは、昭和三十五年に退職をいたしました薬事課長につきまして人事院にあらかじめ承認申請をいたしましたところ、社長付名義

といふ地位は厚生省との間に國家公務員法第百三

条第二項にいう密接な関係がないといふやうなこ

とで処理されておりましたために、その後の課長

が社長付になる場合につきましても、前例に従つておるわけでございます。

○大原委員 大体そなつておる。社長付とか何

とか、何々付とか、何々室勤務というようなこと

も、あれほど何人の議員が立つてこの問題に關して追及しているのだ。しかも、誇大広告その

省の手口です。ことに厚生省もそういう手口であります。そんなことでは人事院はしり抜けではないですか。

もう一つ、具体的な質問をいたしますよ。最近、厚生省の監視課の誇大広告その他広告取り締まりの担当官が、製薬会社に就職をしておる。そのことについて、これは直接、ことにこういう議論をしている最中、誇大広告その他でくさいといふ問題について議論をしているときに、これは二月以降であります。議論しているときに、厚生省の広告担当官課長補佐、これが製薬会社に天下つておる。これは事後審査したところで相当大きな問題だと思うだけれども、そういう事実があるかないかということを、まず人事院のほうから伺いたい。

○大坂政府委員 承認を各省に委任しておる部分に関しましては、年に二回報告をとつておりましておる。これは事後審査したところで相当大きな問題だと思うだけれども、そういう事実があるかないかということを、まず人事院のほうから伺いたい。

○大坂政府委員 承認を各省に委任しておる部分に関しましては、年に二回報告をとつておりま

す。本年度に関しましてはまだ報告がむろん参

ませんということでございます。ただし、これは法

律が二年間しかしづつてありますから、かつて薬事課長をやつていらつしゃつて、二年後に就職したという場合にはこの限りではありません。

○大坂政府委員 課長以下については事後報告で取り扱いができるでしょう。そこで厚生省は、連絡をとつてないというのはどういう理由ですか、厚生省から。

○熊崎政府委員 私のほうで製薬会社の社長付に就職いたしましたのは、昭和三十五年に退職をいたしました薬事課長につきまして人事院にあらかじめ承認申請をいたしましたところ、社長付名義といふ地位は厚生省との間に國家公務員法第百三

条第二項にいう密接な関係がないといふやうなこ

とで処理されておりましたために、その後の課長

が社長付になる場合につきましても、前例に従つておるわけでございます。

○大原委員 人事院の大坂局長が最初に答弁をさ

れたように、職務と密接な関係のある企業に行つてはならぬということが一般原則なんだ。百三

条の前提で、課長職と課長以下の職について、以上と以下についての取り扱いの差がある。しかしながら、この法律の趣旨からいえば——国会であれほど議論になつてゐるのですよ。誇大広告その他について、薬価基準の問題に関連して議論になつてゐる。人命の問題と関連して議論になつてゐる。この国会で議論の最中に、しかも片一方は人

事院に通告して了解を求めたと言つ。それなのに、人事院の大坂局長は関知しないと言つ。法律のたてまえからいくと、その点は明確にしてやるべきだ。大体、課長補佐で広告を担当しておつた者が製薬会社にストレートに行って、何をやるか

ということがわかるじゃないですか、それは李下に冠を正さずということほどおり。そういう議論になつてゐるときに、全くでたらめじゃないか。このことについては全く不統一だ。このことは明らかに法律の趣旨から言つて、関係當利会社に対してもういうことはいけないということが原則であるから、その法律の趣旨に従つて適確な事務処理がなされ、人事院としても、私はこの問題については明確な意思表示をすべきだと思う。これはあとで取り消しても、もう公務員の身分が離れておるのだから何もならない、こういうことになる。こういう問題をうやむやに扱おうとする薬務局もけしからぬ。厚生省もけしからぬ。この問題は法律をじゅうりんしておる。この問題は事実問題としても許しがたい。この問題について厚生大臣、いかがですか。全くでたらめじゃないですか。

○神田國務大臣 宮田技官がエーティー会社に行つたということは、実は私もいま大原さんの御質問で承知したわけでございまして、いま薬務局長に聞いたところが大臣までこない人事だそうでございまして、大臣が閑知しなかつたということございます。

○大原委員 大臣が閑知しないといつても、こういう議論になつていてるときに、あなたはくさいものにふたをしないで——議事録を見ればきちつとします、そういうことを大臣は答弁になつております。少なくともこれは課長補佐じゃないか。課長補佐については、連絡をとつて承認を求めるべきだ、相談をすべきだ。こういう問題については、大臣に対しても相談をやつてないし、人事院に対してもうやむやな形で、人事課を通してやつておるということではいかぬ。あとで相談しようと思つても、その人が宙ぶらりんになるからかわいそうじやないですか。宙ぶらりんになりますし、また社会的に名譽を棄損されるし、その人間自体が問題じゃないですか。これをやるうかどうしようか、なかなかめったにないチャンスだからやれとか、などとあります。まだ取り消し権を発動したといふことはありませんけれども、少なくとも将来に

ておる。全くでたらめですよ。国会でそういう問題を議論して、あなたも、そういう点はえりを正して諫止します、こういうことを言っておる。次から次へとこんな問題が起きておるじゃないか。

そういうでたらめなことをして、国会だけ切り抜けばいいなどという考えは、私は許せない。厚生大臣いかがです。

○大原委員 申し上げるまでもなく、いま薬務局の問題は国会内外、国民が非常な関心を持つておる際でございまして、課長代理といつても、やはり役所といたしますれば相当の地位でございます。時の人といいますか、当面の重大な問題を處理してもらつておる際でございますから、内部の問題ですからもう少し連絡をつけなければいけぬと思います。自今注意いたしまして十分監督してまいりたい、かように考えております。

○大原委員 最後に、人事院に聞いておきますが、こういう問題は、あなたが述べた国家公務員法の百三條の趣旨から言って、当然人事院としてもきちつとすべきだ。あとでやつたのでは、事後審査などでは権限が正当に行使できぬでしょう。その点については厚生省に対して人事院から厳重に注意する、そういう措置をとつてもらわなければならぬ。よろしいですか。

○大塚政府委員 大原委員のおっしゃるとおりでございまして、われわれとしては、各省に対して少なくとも昨年の国会にも——また新しく承認基準を検討いたしましてから以後は、各省に対してもその基準を十分説明しております。具体的に、たとえば薬事課長が、製薬会社の役員あるいは非

役員を問わず、いわゆる天下るということは承認できないということを明らかにしております。ただし、各省に委任された分でございまして、そして

これも昨年から一年に二回報告を出していただ

くよう改めたのでござりますけれども、これにつきましても、その承認の理由等は一々われわれと

しては検討いたしまして、必要な注意を与えてま

ります。

○大原委員 時間もきましたから申し上げておくのですが、最後に私は、問題は、今までずっと指摘しておりましたが、こういうところにもあ

ると思う。つまりメーカーの書類審査で——最近

は書類によつて相当きびしくやつてある。ようだ

が書類によつて新薬の製造、販売の許可をやる、あるいは保険薬としての採用、薬価基準への登載と

いうこと等がなされる、そういうことにも問題が

関しましては、十分こちらの意見に従つて運用されたいという注意をやつておりますし、実は厚生省に関しましては非常に件数が少ない。先ほど申し上げましたように、人事院承認件数も厚生省委任分も、申請も承認件数も昨年、一昨年いずれも

ないという報告がまいっておりますので、どうい

うお取り扱いをなさつておるかと、いうことを厚生省にお尋ねしている状態でござります。

それから、先ほどの監視課の補佐の件に関しましては、二月の九日ころですか、人事院規則の解釈に関しましての御照会はあつたそうでございます。これは具体的な人事の問題ではなくつたといふことでござります。

○大原委員 それで事態がはつきりしたと思うのですが、人事院のそういう態度についての抽象的な一般的な問題についての照会はあつたけれども、具体的な問題についての連絡や、あなたが答弁したあらかじめというふうなことは全体ない、

そういうことだ。それから法律の趣旨から言っても私が言うとおりだ、こういう人事院の答弁であります。そうすれば、事実はおのずから明らかになつてくるわけです。全くそういうやみ取引みたいな

かつこうでやれば、薬務行政全体にどういう影響があるかということははつきりする。これだけで大臣は責任をとるべきです。結局そういう人事

の交流や、それから大正製薬の社長の方が參議院議員だから云々ということは言わないが、そういう

こと等を通じて政界とのつながりが出てきて、そしてこれは、全く国民の医療や薬や命を守るところ

いうふうな立場でなくなつてきているのじゃないですか。これは私は一党一派の考え方で言つていい

のじやない。いままでずっと議論してきたことを、この事実に適合して言つてゐるのです。そう

言わなければ何ら反省の色がない。通産省やその他運輸省、大蔵省では、確かに役人はいい汁があるわけです。局長になれば重役にどんどんなつて

いるけれども、それとこれとはまた異なるで

おのずから別です。それもけしからぬけれども、

それとこれとは別だ。人命に関する問題です。厚生省の本来の任務に關係する問題です。大臣は、

その点について重大なる決意を持ってえりを正す、こういう点について、あなたの責任と一緒に明確に態度を表明してもらいたい。

ある。だからメーカーが金残上その他、財政上相当大きなニシアをとつて、学者を動かして云々というふうな問題が出てくるわけです。その資料をつくるためには従業員モルモットにして人体実験もする、こういうような、あるまじきことをやるようなことも出てくるわけです。それによつて新しい薬が国民の前に出現をして、これが宣伝によって国民に普及されるということにもなつてくる。だから薬事行政その他の問題を含めて、医薬品の許可のしかたを含めて——大渡顧二君は、この新聞には、相当金をかけていいから、国の予研その他の機関を強化してきらつとして、そうして国が責任を持つ、公文書で薬のそういう許可やその他についてもやれと言つている。アメリカでは、そういう政府の機関と一緒に、医師会のそういう自主的な機関、二つがチェックして、それが国民に責任を持つようになつてゐる。日本においては、メーカーの一方的に提出した書類で、メーカーが頼んで金を出してやるのである。ですから、この問題点を指摘するにとどめる。そういう点で、私は、この問題について法務局その他各省の御出席をいただいたけれども、きのうも問題は相当議論されているが、まだ問題はたくさん残っているので、この際さらに究明をしていただきたい。それで厚生省のほうもおぎなりなことをしないで——これは一熊崎薬務局長の時代の問題でもない。今までの長い間のしきたりがあるし、解釈があるから、それおさなりにしたことはけしからぬけれども、しかし、これは長い間の積弊である。今までの行きがかりである。そういうものから考えて責任をおろそかにするわけにはいかぬけれども、それによつてやれば、また次にこのことを繰り返すことになる。最近薬の問題で問題が頻発している。大正製薬の問題からこの問題まで、とどまるところ

を知らない。浜の真砂みたいなものだ。事件が尽きない。ですから私は、抜本的な対策を強力に立てるように強く要望いたしまして、大臣に最後の見解を聞きまして、私の質問を終ります。
○神田國務大臣 いまのお話がございまして、これは先ほど申し上げましたように、心を新たにしてひとつ取つ組んでみたいと思います。同時に、いまお話をございましたが、薬務局いろいろやつておりますことは御承知のとおりでござりますが、厚生省いたしましては、またいろいろ研究機関もございますから、それらのほうの担当者の意見もひとつ聞きまして、またよく学者の意見も聞く、いろいろそういう識者の声も聞きまして、善處いたしたいと思います。

○松澤委員長 午後零時四十分まで休憩いたしました。

午後零時七分休憩

○吉村委員 厚生省では、医療費の職權告示以来、薬の問題でたいへん薬になるような意見が多くなったと思うのですが、あんまり薬になることばかりでもどうかと思いませんから、これから私は、社会保障の今後の政策上の問題、特に社会福祉の関係について若干御質問を申し上げて、今までの厚生大臣の失地を回復されるように、またそういう趣旨の決意を特にお聞かせを願いたいというふうに思うわけです。

初めに、これは事務当局でけっこうでございますが、政府の中期計画によりますと、昭和四十三年度の国民所得に対する振替所得は、その割合を七名というふうに見込んでおることが発表されています。

〔委員長退席、小沢（辰）委員長代理着席〕
 三十八年度の実績は五・三%、こういったところ

の計画は示しておりますが、この計画に含まれる社会保険のものもある要素、これは社会保険といいましても、そのとらえ方によつて出されるところの昭和四十年度の振替所得というものは、国民所得に対する比率につきましては、実はこの結果が出来ますので、この中期計画に基づいた社会保険費というものによって出されるところの昭和四十年度の振替所得というのと、国民所得に対する比率として定められたものだと思うのです。私が承知いたしておらないのでございます。後ほどまた、関係と連絡をとりまして……。
○吉村委員 中期計画というのと、これは国の今後の方針として定められたものだと思うのです。私がいまお尋ねをしておるのは、その計画の全貌とかなんとかいう問題ではないのであります。この中における社会保険の関係の予算といふものとお尋ねをしているわけですから、少なくともこのくらいの事柄は、各担当の局長は承知をしているのが筋合ひじゃないかと思うのです。

局長が知らないということであるならば、これは大臣はもとより知らないということになるのかどうかわかりませんが、国の施策の中心をなしている中期計画なんですから、その中の社会保険関係費を、計画の目標年度ではどのくらいに抑えようかということくらいは承知しておいてもらわなければ困ると思うのですが、大臣は御存じですか。

○神田國務大臣 中期計画、いまお述べになりましたように、今後の見通しの五年間を計算に入れまして、そして作成したわけでございます。計画でありますので、そう正確にというわけでございませんが、一応の基準にして、見通しとして立てましたということで、閣議了解をいたしたわけでございます。同時に、この見通しを立てるにつきましては、この閣議の前後を通じまして、この見通しの間には社会保障をひとつ画期的に伸ばしました。

もわなくちやならぬというところで、大幅に実は振替所得をやつしてもらつておるはずでござります。いまちょっと表を私、用意しておりますので、そのとらえ方によつて出されるところの昭和四十年度の振替所得というのと、国民所得に対する比率として定められたものだと思うのです。後ほどまた、関係と連絡をとりまして……。
○吉村委員 中期計画の中に明確に示してあります。それは、三十八年度の振替所得といふのは九千六百十億、こういうふうに明示をしておるのであります。四十三年度は、その割合は七%であつて、額は二兆一千百億というふうに示してあるわけです。そうしますと、三十八年度九千六百十億から、四十三年度においては倍以上にならなければなりませんといふことになります。四十年度はその中でどのくらいの振替所得を計画をし、予算の中に入り込まれているのかということが明確でなければ、この計画は単に作文にすぎないということになるのではないか、こう思います。しかし、これはいまお聞きしましたところが、局長も大臣も盛り込まれているのかということが明確でなければ、この計画は単に作文にすぎないということになります。心配するのは、三十八年度九千六百十億のものを、四十三年度においてその倍以上の二兆一千百億にするということであるとすると、四十年度においては相当の金額、相当の計画になつていなければならぬはずだ、こういうふうに思つて、私はあります。だから、これ以上追及してもしようがない。私には、いまお聞きしましたところが、局長も大臣も盛り込まれているのかということが明確でなければ、この計画は単に作文にすぎないということになります。

私は、いまお聞きしましたところが、局長も大臣も盛り込まれているのかということが明確でなければ、この計画は単に作文にすぎないということになります。心配するのは、三十八年度九千六百十億のものを、四十三年度においてその倍以上の二兆一千百億にするということであるとすると、四十年度においては相当の金額、相当の計画になつていなければならぬはずだ、こう思つて、私はあります。

私は、いまお聞きしましたところが、局長も大臣も盛り込まれているのかということが明確でなければ、この計画は単に作文にすぎないということになります。心配のは

保険、このごろは環境衛生ということばを使わずに、保健衛生というふうに言つておりますけれども、これは大体どのくらいになつていいのか、その占める割合は一体どうなつていいのか、これをひとつお願ひします。

○小沢(辰)委員長代理 吉村君に申し上げますが、予算の総括的な問題については、会計課長と企画室長がいま向かっておりますから、おそらく児童局長では児童局所管以外のことばわからぬと思いますので、すぐ官房を呼びますからちょっとお待ち願いたいと思います。

○吉村委員 それでは、あと会計課長が来てからということになるでしょうが、この中で社会福祉費という項があるのですけれども、これの増額された総額は、一休昨年度に比べてみてどれだけの数字かということをおわかりになりませんか。

○竹下(精)政府委員 社会福祉費の四十年度予算額は四百二十九億円でございまして、三十九年度の当初予算が三百七十二億でございますので、増加額は五十七億でございます。

○吉村委員 この社会福祉費の増額五十七億といふのは、厚生省の増額予算の、各項目的に言えば何%くらいになるかは御存じですか。

○吉村委員 そうです。

○竹下(精)政府委員 社会福祉関係四百二十九億の前年度に対する増加比率は一五・六%でござります。

○吉村委員 いまの数字は私は少し疑問に思いますが、それとも、あと会計課長が来てからこの点は詳しくお尋ねをすることにいたします。

大臣にお尋ねをしたいのですけれども、昭和三十七年に、御存じのように社会保障制度審議会のほうから答申と勧告が出されております。この答申、勧告の中でも特に低所得階層に対する対策、こういうことを述べておるわけですが、これで社会福祉についての見解を述べ、こうあるべ

きだということを勧告しておりますが、大臣は一体この勧告と答申の社会福祉の動向について、これに賛意を表せられておるかどうかお伺いしたい。

○神田国務大臣 いまお述べになりましたのは、

三十七年の八月でござりますが、社会保障制度審議会から答申と勧告のございました、いわゆる「社会保障制度の総合調整に関する基本方策」についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告」、これは非常によくできておりまして、私もこれを指針として、そして厚生行政を進めてまいりたい、かように考えております。

○吉村委員 この中の社会福祉の項に、次のようにことが載つておるわけです。「つきに、社会保障は救貧から防貧へ発展するといわれる。すなはち、救貧についで防貧が社会保障の目標としてあげられるが、防貧のなかでは、低所得階層対策が、それを目標とする社会福祉政策がこの際としては重視されなければならない。」こういうことを言つております。なお最後に、「社会福祉は社会保障を補完するものであるが、そのため第二義的なものではないから、税金による一般財源は、公的扶助について、この面に優先的に投入されるべきである。」こういうふうに述べております。この見解には大臣は賛成ですか。

○小沢(辰)委員長代理退席、井村委員長代理着席

○神田国務大臣 この見解に賛成いたしております。

○吉村委員 そこでお尋ねをしたいのですけれども、先ほど児童局長のほうからお話をありました

が、本年度の厚生省予算というものを若干分析をしてまいりますと、社会福祉関係の予算が非常に少ない。その占める割合は、先ほどの局長の御答弁では一五・何がしというお話でしたけれども、私の調べたところによりますと、厚生省予算の中で占める社会福祉費というのは八・九%で四十二億前後、こういう状態です。これはいま大臣が

述べられた社会保障制度審議会の答申と勧告、こ

れに載つておるところの社会福祉に対する考え方、こういうものからすると、私は数字的にはだいぶ違った結果になつていいのではないか、こういうふうに考えるのですけれども、この点はどのように説明をされますか。

○神田国務大臣 先ほどもお話しございましたよ

うに、今年度の厚生予算の伸びは約八百三十億でござりますから、前年度に比べまして、ペーセンテージしまして二〇・八だと記憶いたしておりますが、御承知のように国の予算の伸びが一二・三%でございますが、それと比較いたしまして、相当地びておるのじゃないか、こういうふうに考えております。

○吉村委員 その前のことでございますが、ことは非常な財源難でございまして、自然増収も非常に乏しいと

いうようなことでございまして、予算の最初の編成も、一年年までは、前年度の予算に比べまして五割程度の要求を認められておったわけでございまが、本年度は三割頭打ちというようなきびしい要求予算にするようになつたと、そういうふうなことでもございまして、これらも私は閣議等におきまして、厚生予算だけは違うのだ、三〇%ではバランスのとれた社会保障の予算としては心もとないといふことを主張いたしたわけですが、私だけでございだわるわけにもまいりませんので、その大筋には賛成しながら三割予算を組んだ。しかし、結果は二〇・八でございますから、これは私は不満でございますが、先ほど来申し上げておりますように今年は未嘗有の近來ない財源難だ、自然増収が少ない、こういうような事情もございまして、吉村委員からお話しございましたように少ないのじゃないか、こう言われますと決して多くないということになります。まあがまんしてくれといふことでございましたが、これは非常に耐えがたきを忍んでおるということございましょうか、できるだけ努力をいたしましたが結果においてやむを得なかつた、こういうふうに御了承願いたいと思ひます。

○吉村委員 政府のこの予算編成に対する態度自

体については、私はたいへん問題があると思っておるのであります。このことは、先般来八木委員から追及があったところです。と申し上げますのは、各省ごとに五割なら五割、三割なら三割の線で要求をしないで、そういう態度というものが一体いいのかどうかということについては、私は非常に問題がある。特に今日のこの経済成長によつてもひづみが起つておる、このひづみ是正ということを看板にしておる、あるいは社会開発というものを看板にしておる、そういう中での予算編成といふことを考えるならば、その社会開発なりあるいはひどいへん問題があるところだと思うので、これは政府全体としてそういう姿勢を直してもらわなければならぬ、このように私は思います。特に厚生大臣の場合には、社会保障という非常に重要な分野を受け持つておる責任者でござりますから、各省同じような割合で予算要求をするところから、各省同じような割合で予算要求をするといふ今年度の予算編成方針に對しては、当然それら、しかもいまの政府は、社会開発とかあるいは人間尊重とか、こういうことを言っておるわけですから、各省同じような割合で予算要求をするといふ今年度の予算編成方針に對しては、当然それらを変更させる、そういう努力が前提でなくてはならないと思うのです。この点は、先般来八木委員からもいぶん追及があつたところですので、私は同じようなことは繰り返したくはないと思う。しかし、いまの大臣の答弁をお聞きしますと、そういうような予算編成の方針であつて、その中で厚生大臣として一生懸命努力をしたけれども、これがまんをせざるを得なくなつた、そういうお話をございますが、そういうようなことではいつもでたつても私は、社会保障というものが充実をすれば、このように思ひます。初めて指摘をしましたが、そのようなことを明確に閣議決定の方針として示されておるわ

の医療制度のあり方から見るならば、これはもつともっと増額しなければならないというふうには思いますけれども、しかし、もっと社会保険というものを防貧という観点で進めていくという立場に立つならば、もっと重視しなければならないのは社会福祉だということをこの勧告も言っておる。私はこの勧告と答申に全く賛成の立場なんですよ。大臣も賛成だと言わわれた。ところが、予算編成は全くそれと別になってきているということを私は指摘したい。どうです。

○神田国務大臣 御指摘されると、そのように御批評を受けることも私は無理からぬことだと思思います。

○吉村委員長代理 しかし、御承知のように、社会保険費のふ

○吉村委員長代理 えたといふことは、おむね国民保険がすでに約

○吉村委員長代理 束済みになつておりますと、大体前年度に比し

○吉村委員長代理 て、生活保護は、これまた少ないとよいながら

○吉村委員長代理 も――比較をして言つて下さいよ。相関関係の問題

○吉村委員長代理 ですから、私はこれでいいと言うのではないので

○吉村委員長代理 すよ。伸び率を比較しますと、大体前年度に比し

○吉村委員長代理 生活保護の関係は一八・三%ですよ。それか

○吉村委員長代理 ら社会福祉の関係は一五・四%ぐらいです。社会

○吉村委員長代理 保険が四五・一%ぐらいです。保健衛生の関係が

○吉村委員長代理 一六・三%、失業対策費、これは労働省の所管で

○吉村委員長代理 ございましょうが、一二%ぐらいです。こういう

○吉村委員長代理 ような状況になつておるので、この例から見ま

○吉村委員長代理 して、あるいは予算総額全体から見ましても、

○吉村委員長代理 厚生省予算の中で占める各項目ごとの額から見ま

○吉村委員長代理 しても、社会福費の伸び率というものの、あるいは

○吉村委員長代理 順位のものも非常に少ない、こういうことを数

○吉村委員長代理 字が明瞭に示しておるので、そうなつてまいり

○吉村委員長代理 ますと、どれもこれも伸ばしたいということで努

○吉村委員長代理 力をされたけれども、結果的にまま子扱いされた

○吉村委員長代理 のは社会福祉の関係でござりますということを、

○吉村委員長代理 これは物語っている。それでは、あなたが先ほど、今日の社会保障の状態の中では、答申と勧告

○吉村委員長代理 でございますが、両方伸ばしたかったのだが、な

○吉村委員長代理 かなかそこはいかなかつた。こういう苦しい事情

○吉村委員長代理 であることもひとつ御了解願いたいと思ひます。

○吉村委員長代理 会計課長來たのでしようか。――そ

れでは、私のほうで調べたので申し上げますと、

○吉村委員長代理 なるほど厚生大臣としては、どれもこれも伸ばし

○吉村委員長代理 たいということはわかるのです。ただ、今日の社

○吉村委員長代理 会保障政策の中では、どれを重点に考えるかという

○吉村委員長代理 ことが、私は大臣として必要だらうと思う。遺憾

○吉村委員長代理 ながら今日のわが国の社会保険政策というものは、防貧というよりも救貧になつておる。それで

○吉村委員長代理 はいけないということが、勧告であり、答申であ

○吉村委員長代理 ると私は思うのです。その勧告と答申にあなたは賛成だと言われておる。賛成の立場に立った責任

○吉村委員長代理 者であるあなたが、予算編成をするのにあたつて、どれもこれもというふうに言つても、どこに

○吉村委員長代理 重点を置くかという方向だけは、あなたはやつぱり欠陥となつておるのは、あと始末に追わ

○吉村委員長代理 れておるということだと思うのですよ。したがつて、教貧対策に國の税金がよけい使われておる。

○吉村委員長代理 これは教貧政策ですから、どうしても使わなければ

○吉村委員長代理 ばならないお金であつて、これを私は否定しようとはしない。ですから、政策を推進する立場

○吉村委員長代理 からするならば、防貧という立場に立った政策が充実をしていけば、教貧の政策費というものは減

○吉村委員長代理 るはずだと思うのです。答申と勧告もそういうことを強調しております。ですから、社会保障の政策と

○吉村委員長代理 いう観点からすれば、防貧の主要な役割は社会

○吉村委員長代理 福祉というものが果たすべきだ、したがつて、社会

○吉村委員長代理 福祉にできるだけ税金をつぎ込まなければならない。そういうことを述べておるのであります。そういう見解

○吉村委員長代理 に賛成とするならば、私は、予算の面でそれが明確に出てこなければならぬはずだと思うのであります。これは将来伸びるという可能性もあるという

○吉村委員長代理 特に目新しいものを言つとすれば、いま大臣が強

○吉村委員長代理 調したところの母子の保護対策だらうと思うのです。これは将来伸びるという可能性もあるという

○吉村委員長代理 お話をござりますけれども、これまた社会党が二

○吉村委員長代理 年ぐらい前から言つておつた牛乳無償給与法案と

○吉村委員長代理 いうものをまねをしてやつたくらいで、低額所得者に對してだけというのですから、それはちょっと伸び芽を出したという意味で、ないよりはいいといふことは言えると思うのです。しかし、そこまで考へるならば、このことだつても、本氣に

○吉村委員長代理 なつて、もっと充実をしたものにしなければならないと思うのです。私はこのことを悪く解釈したくはございませんけれども、参議院選挙も近いのか

○吉村委員長代理 でというようなことを、考え方によつては考へられないことはない。ですから、もつと根本の問題

○吉村委員長代理 題として、いま社会保険政策というものを、防

○吉村委員長代理 貧に重点を置いてやるとするならばどうあるべき

○吉村委員長代理 かということを私はお聞きしたかったわけです。

○吉村委員長代理 大臣に質問をしておるのは、数字的な問題は別と

○吉村委員長代理 して、そういう意味で私は質問をしておるのであります。ところが答弁自体は、一生懸命やりましたと

○吉村委員長代理 思います。

○吉村委員長代理 言うのだけれども、どうも数字の上でそれがあらわれてこないものですから、それでは一生懸命

○吉村委員長代理 やつたということにならぬだらうということを申し上げるわけです。

○吉村委員長代理 それから次に、社会福祉費の中でもややこまかい問題に入つてきます。こまかい問題を議論しない

○吉村委員長代理 いと、大臣もよく実情がわかりでないようすから、ちょっとお尋ねをしますけれども……。

○井村委員長代理 吉村君に申し上げますが、会

○吉村委員長代理 計課長がお見えになりましたから……。

○吉村委員長代理 そこで、社会福費の増額分というものは約五十七億三千万ですね。このうち、社会

○吉村委員長代理 福祉施設に働くおる職員の処遇改善費というものは、児童局と社会局と別々にしてどのくらいずつになりますか。

○吉村委員長代理 ○戸澤説明員 の処遇改善費としましては、総額で三十二億二千

○吉村委員長代理 三百五ほど計上しております。局別に分けます

○吉村委員長代理 と、そのうち社会局分は五億五百五十八万五千

○吉村委員長代理 円、それから児童局分が多いわけで、二十七億一千七百五程度でございます。内容は職員の待遇改善その他であります。

○吉村委員長代理 ○戸澤説明員 その次に、社会事業施設関係の職員

○吉村委員長代理 の処遇改善費としましては、総額で三十二億二千

○吉村委員長代理 三百五ほど計上しております。局別に分けます

○吉村委員長代理 と、そのうち社会局分は五億五百五十八万五千

○吉村委員長代理 円、それから児童局分が多いわけで、二十七億一千七百五程度でございます。内容は職員の待遇改善その他であります。

○吉村委員長代理 ○戸澤説明員 その次に、社会事業施設といふもの

○吉村委員長代理 はだぶ老朽施設も多い。したがつて、改修もし

○吉村委員長代理 なければならないというような要望は前からあつた

○吉村委員長代理 わけですが、この社会福祉施設の拡充計画も含め

○吉村委員長代理 て、当然物価は上がりつていますから、施設に対する

○吉村委員長代理 補助単価といふものも増額をされなければならない

○吉村委員長代理 ねと私は思うのですが、そういう社会福祉

○吉村委員長代理 施設の拡充あるいは増設、こういうことに対する

○吉村委員長代理 費用といふものは一体どのくらいになつてますか。

○戸澤説明員 来年度、社会福祉施設整備費としまして、社会・児童合わせまして二十八億円んで

○戸澤説明員 おります。前年度の予算が二十四億六千万でござ

○戸澤説明員 いましたので、約三億四千万近く増額をはかつて

○戸澤説明員 おるわけございます。これは国の補助金として出します老朽施設の整備につきまして、前年同様、

年金福祉事業團のほうで還元融資をもつて整備をもたらすことになつております。この還元融資の分が約四億ほど予定されております。

それから、たゞいまの整備費の単価でございまが、お詫のとおり実際の単価に比べて低いというようなこともありますて、来年度はさらに増額をはかりたいと思つておりますが、全体として前年の単価の六多程度を引き上げる予定で、目下財務局と交渉中でございます。これは地域別とか種別によつていろいろまちまちでございますので、全体を平均しまして6%上げたいといふ予定でもつて、目下交渉中でございます。

○吉村委員 大別しますと、この約五十七億三千円のうちで、施設職員の待遇改善費といふのが三十二億くらいになる。それから社会福祉施設の拡充あるいは単価の引き上げに對しての予算が二十八億、残りの金はたいしたお金ではないのですけれども、それらは母子保健の充実のための牛乳の無償給付というのですそがういう方向に大体充てられるのではないか。そのほか身体障害者の補装具や何かの増額もあるだらうと思うのです。

そこでお尋ねしておきたいのは、施設職員の待遇改善費といふのは、社会福祉政策の中に含まれるべきものかどうか、これは大臣にお尋ねします。社会福祉施設で働くお職員の待遇といふものは、公務員に比べてたいへん低いといふことがここ一二、三年来問題になつておつたわけです。本年、厚生省としては相当思い切ったアップだと私は思うのです。のこと自体は、私はその御苦勞に敬意を表するのですが、社会福祉政策といふのは、本来社会福祉の対象となるべき身体障害者とか、母子家庭とか、あるいは老人とか、そういう人たちに対するところのお金といふものが社会福祉費だと私は思うのです。ところが、今度の予算を見て若干問題を感じましたのは、五十七億の増額分のうちで、社会福祉施設の職員の待遇改善費といふのが三十二億を占めておる。これは一体社会福祉の政策に要する費用、こういうふうに理解すべきかどうか私は疑問を感じておるのです

が、この点、大臣はどのようにお考えですか。

○神田国務大臣 いまお述べになりましたよう考え方も考えられないわけではないと思ひます。しかし私どもは、広義の意味で社会福祉の費用だ、こういふうに解釈しております。

○吉村委員 社会福祉施設、たとえば保育所なりその他についても、国が本来やるべきことを、それを民間の事業家なりあるいは地方公共団体にということで委託して、そこで働いておる職員の待遇の問題については、今回政府がアップしなければならなかつたということは、国に責任があるということを認識されてアップをしたものと理解するのです。そうだとしますと、この費用は、広義の意味では確かに入るでしょう。しかし、増額されたこの五十七億のうちで、約半分以上が職員の待遇改善費ということになるならば、社会福祉政策それ自体は、あるいは対象者が多くなつたとか、あるいは給付を厚くしたとかいう問題とは全く違うのですから、これを社会福祉費の中に見えてはほどのくらいを保育所に入所せしめなければならないのかというよう数字を実は厚生省で調べていただいたわけですから、この数字は記録上必要だと思いますから、児童局長のほうから、社会局を含めて措置を必要とする人数、今日措置をしている人数を発表してもらいたいと思いま

【井村委員長代理退席、委員長着席】

○竹下(精)政府委員 まず、老人福祉関係について申し上げます。

老人の健康ということは非常に大事な問題でござりますので、健診検査という制度をやっております。六十五歳以上を老人と考えておるわけでございますが、その総数は六百十八万三千人ございまして、その中で健診検査を必要とする数は同数のはずになるわけでございますが、実際に健診検査を受けた数は三百九万二千人でございますので、大体半分が措置をとった数になるわけでございます。

それから、老人クラブ助成費関係でござりますが、三十九年七月の推計で、総数が約五万クラブござります。その保護を要する数も同数の五万クラブでございますが、措置をとった数は四万クラブでございます。

それから、養護老人ホーム等に収容するものは、三十九年度末の推計で、昭和四十五年度までに十一万五千人と考えております。その中で四十一年二月現在で措置をした数が五六六千七百人でございます。

次に、身体障害者でございますが、三十五年の実態調査によりますと八十二万九千人という数字が出ております。この中で保護を要する数と申しますのは、これはなかなか正確に把握できませんので、一応措置をとった数を申し上げますと三十七万九千九百七十五人であります。その内訳は、更生医療の対象になった者が一万一千九十五人、補装具の支給交付をした者が三十三万四千七百六十六人、施設へ収容いたしました者が三万三

でしか社会福祉の政策は具体的には進めることができぬない、こういふうに結果づけられる思ひです。それがどういうふうにあらわれているのかはこれからお尋ねをしておきたいのですけれども、児童局と社会局で今まで調べられた、たとえば老人の福祉についてはどのくらい保護の措置をしなければならないのか、あるいは児童についてはどのくらいを保育所に入所せしめなければならぬのかというよう数字を実は厚生省で調べていただいたわけですから、この数字は記録

上必要だと思いますから、児童局長のほうから、社会局を含めて措置を必要とする人数、今日措置をしておる人数を発表してもらいたいと思いま

する数が百二十一万四百三十人でございます。厚生行政基礎調査による推計によりますと、約九十五万世帯になつております。その中で保護を要する数と申しますのは、いろいろ御議論のあるところでございますが、一応収入一万五千円未満のいわゆる低所得者ということで考えてみますと、その数は四十一万四百世帯でございますので、全体の四三・二%に当たります。この中で、現在何らかの対象になつておるということで考えてみると、生活保護世帯が約九万一千世帯でございます。それから、国民年金法によります母子福祉年金の対象になつております世帯が十九万四千二百二十二世帯でございます。それから、児童扶養手当を受給しております世帯が十六万七千六百三十四世帯でございます。母子寮に入寮いたしております世帯が九千七百六十一世帯でございます。次に、母子住宅に入居いたしております世帯は四千二百九十五世帯であります。母子福祉貸付金の対象になつておりますのは、この制度ができましてから三十八年までの人員を一応考えておりますが、その数が六十一万二千人でございます。いま申し上げました数字につきまして補足いたしまさが、生活保護世帯は三十八年七月一日現在でございまして、母子福祉年金、児童扶養手当、母子寮、母子住宅は三十九年三月三十一日現在でございます。

○吉村委員 そういう見解もあるだろうし、いままでそれでやつてきたと思うのです。ただ、今年度の予算用に考えていいのではないか、こういうよううに考えております。

○吉村委員 そういう見解もあるだろうし、いままでそれでやつてきたと思うのです。ただ、今年度の予算用に考えていいのではないか、こういうよううに考えております。

それから、養護老人ホーム等に収容するものは、三十九年度末の推計で、昭和四十五年度までに十一万五千人と考えております。その中で四十一年二月現在で措置をした数が五六六千七百人でございます。

次に、要保護児童でございますが、これは三十九年六月一日の実態調査によつたわけでございまが、総数が二百六万七千三百十五人、保護を要する

千百十四人、こういう内訳になつております。

精神薄弱者でございますが、三十六年の実態調

査によりますと三十四万三千人という数字が出て

おります中で、保護を要する数は、私どものほう

では一応収容を要するという意味で約五万人と考

えておりますが、実際に入つております数

は二千八百五十四人、こういう現状でございま

す。

○吉村委員

厚生省の調査によつての数字がいま

のようない数字です。概観して言ひ得ることは、厚

生省で措置を必要とする対象人員の大体半分程度

しか国としては措置をしていないというのが、今

日の社会福祉政策の実態だということをいまの局

長の答弁が示していると思うのです。私が特にこ

のことを数字をあげて説明していただいたのは、

大臣にそういう実情を知つてもらいたいというこ

となんです。先ほどあなたたは、広義に考えるなら

ば、社会福祉施設の職員の待遇改善というのもも

当然社会福祉費の中でいいだらうというお話をございました。私はそのこと自体を否定しようとは

しないけれども、そういう広義な考え方をするな

らば、社会福祉の対象として国が措置しなければ

ならない問題というのはこれほどある。国の責任

というのは、厚生省の調査によつても、それぞれ

老人福祉なりあるいは児童福祉、母子福祉、ある

いは精神薄弱者、あるいは身体障害者、こういう

ものに対してこうしなければならないと考えてい

る数字の約半数しかまだ措置をしていないとい

のが今日の実情なんです。こういう状態を放置し

ておったのは、私は、社会保障といふものはい

つまでたつても充実しつこないとと思う。本来、こ

ういうことにもっとお金が使われるならば、救貧

対策費というものは少なくて済むはずだと思うの

です。そういう意味合いで、先ほど来私は、この

社会福祉といふものについてあなたが勧告なり答

申なりの線を尊重し、その答申に賛成をしている

のだとするならば、それは具体的にどう対策を進

めるのかということが、お金の面でもその他の面

でも、現実的になつていなければならぬはずだ

と思うのです。いま局長が説明をされた数字、そ

うして今日における社会福祉対策の貧弱さ、こう

いう実態から見て大臣は一体どうお考えになられ

ますか。

○神田國務大臣　いま政府委員から説明しました

ことにつきまして、具体的の数字をもとにして吉

村委員の国の施策が非常に貧弱である、非常に道

違しじやないかというお考え方については、私も

全くじくじたるものでございまして、かるがゆえ

に予算の増加を主張したわけございますが、な

かなかうまくいかなかつたと申しますか、結局金

の問題でございまして、ないそでは振れないとい

うことになりましたが、非常に残念に思つております。

しかし、決してそれであきらめておるわけ

ではございませんので、これはどうしても、年を

追つてひとつなるだけ近い機会に解決しなければ

ならぬ、こういう考え方でございます。

○吉村委員　いまの社会保障政策の中、社会福

祉対策というものがきわめて不十分だということ

を大臣も認められており、それを先ほど局長は數

字的に説明をされておる。したがつて将来これを

充実するよう努めたいというお話をございま

すけれども、だとするならば、中期計画の

中で具体的に年次的にどういうような計画をもつ

てこの社会福祉政策というものを持推進しようと

しているのか、ひとつお聞かせを願いたい。

委員長、だいぶ時間をとつてゐるようだから、

本会議も近づくので、私のこの質問は若干保留を

してまたやることにしますから、いまのはちょっと

となにしてください。

私が何回も言つておりますのは、社会福祉とい

うものについて、ややもするとこれは軽視されが

ちな政策なんです。非常に弱い層なものですか

ら、あまり具体的な声となつてあらわれてこな

い。しかし、それを放置しておけば、結局救貧對

策費といふものが多くならざるを得ない。今日ま

での日本の社会保障政策の欠陥は、そこにあつた

と私は思うのです。生活保護費といふようなもの

しましても、生活保護対策人員といふものは、ここ十年来あまり変わつてない。これはやはり国

の政策の失敗を意味しておると思うのです。國の

政治といふものは、やはりそういう困つてゐる方

をなくしていくというのが政策の中心でなければ

ならない。ところが、この人数といふものも同じよ

うな状態に停滞をしておる。減りもしない。こう

いうようなことを考えてみますと、根本的な原因

は、生活保護対策者の出入りがあるということとな

ります。ですから、生活保護から浮かび上がつ

て、そして法の対象からはずれる人もおるけれど

も、同時に、今度は生活保護に組み入れられる人も

あるということを意味しておると思うのです。なぜ

一体そらなるのかと、いうことは、防貧政策とい

うものがなつてないからそらなるのだ、このよ

うに考えざるを得ない。ですから、限られたお金

の中でやることはわかりますけれども、その限ら

れたお金の使い方といふものについては、やはり社

防貧政策、その中での社会福祉政策、こういう社会

的な弱者、いつ貧困におちいるかわからぬよ

うな方に対する政策と、いうものを強力に推し進め

なければ、いつまでたつても社会保障は充実をし

ないだろう、こういうふうに考えるから申し上げ

ておるわけでありまして、そのことは社会保障制度審

議会でも明確に指摘をしておる。常に大臣

は、その答申なり勧告には賛成だと言つてゐるけ

ども、ここ二、三年來の予算編成の状況を見て

みましても、それがふえていないということを私は

強く指摘しておるのです。ことばの問題ではない

のです。具体的にどうするかということによつて

われわれも納得をし、国民も納得をする。今日

の政府の社会保障政策はどういうことを目ざしてお

るのかと、いうことを國民が納得しなければ、国

の政策に對して協力しつこないとと思うのです。

○松澤委員長　本日はこの程度にとどめ、次会は

来る三十日、火曜日前十時より開会すること

とし、これにて散会いたします。

午後一時五十六分散会

昭和四十年四月一日印刷

昭和四十年四月二日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局